議案第１０２号及び議案第１０３号の参考資料

特 別 職 報 酬 等 改 定 案

＜期末手当の支給割合＞

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員

市長、副市長及び教育長

	６月期	１２月期	総支給割合
令和４年度 （現　行）	２．１５月	２．１５月	４．３０月
令和４年度 （改定案）	２．１５月	２．２５月	４．４０月
令和５年度以降 （改定案）	２．２０月	２．２０月	４．４０月

備考　適用年月日は、令和４年１２月１日からとする。ただし、令和５年度以降の期末手当については、令和５年４月１日からとする。